

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年10月18日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年11月1日から同月21日まで縦覧に供する。

平成23年10月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (貯水池改修事業) 弘階池地区	善通寺市農林水道部 土地改良課
”	単独県費補助土地改良事業 (樋門新設事業) 宮西地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中川原地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 源左湧地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 小原地区	”